

ヒトの社会と拘禁刑の非対応性 および再構築 ～行動機序からの再検討～

条件反射制御法学会第18回研究会
令和8年1月19日

テーマディスカッション(敬称略)

- 座長
生駒貴弘(北海道地方更生保護委員会)
- 提言者
平井愼二(ライフクリニック)
- 指定討論者
岡田卓司(岡田法律事務所)
尾田真言(NPO法人アパリ)

概念整理

指導 > 治療 > 醫療行為

検討の焦点①

同一行為を反復する疾病状態に原因した違法行為であるのに、自由な思考でなされたと裁判で判定した犯罪に、拘禁刑の規定は「指導」と称して治療を提供する問題がある。拘禁刑の規定は、整合性を表現の上では保っているが、実は欠いている。

この理解は正しいか。

検討の焦点②

ヒトの中枢では、反射連鎖が違法行為を機械的に促進するよう作用し、反射網が違法であると判断して制止するよう作用し、競合において強く作用する反射をもつ側が行動を司ると推論した。

この推論は正しいか。

検討の焦点③

行動制御能力の有無は各行動に対する反射網と反射連鎖の作用の優劣で判定することがよい。

反射網の作用は健全な精神と刑罰等の規定が支え、反射連鎖の作用はその行為の過去の反復と過酷な体験、発達の障害が高める。

検討の焦点④

疾病状態に原因する同一違法行為に関して、改善する治療を受ける義務規定とその怠りに対する刑罰規定を新設する。

対象の違法行為に対する行動制御能力が、有る人にはそれを選択した反射網に刑罰を科して治療は勧奨にとどめ、無い人には治療を強制して反射連鎖を抑制し、かつ、検挙前に治療をしない選択をした反射網に刑罰を科す。